

学術成果の保存に関する内規

2026年1月12日制定

（目的）

第1条 本内規は、日本ラテンアメリカ学会（以下「本会」という。）が定期大会その他の研究集会において公開を求める学術成果を適切に保存し、将来盗用等の紛争が生じた際にその存在を証明できるようにすることを目的とする。

（保存対象）

第2条 保存の対象は、本会のウェブサイト上に一定期間公開された報告ペーパー、要旨集、その他の学術成果を表す文書（以下「学術成果」という。）とする。

（保存方法および期間）

第3条 本会は、理事会の定める方法により、学術成果を電子データとして10年間保存する。

2 本会は、前項の期間満了後も、理事会が適切と認める方法により、長期的な保存を確保するよう努める。

（紛争発生時の協力）

第4条 学術成果に関して紛争が発生した場合、本会は理事会の責任のもと、当該学術成果の存在および内容を証明するために必要な協力を行う。

（改廃）

第5条 本内規の改正または廃止は、理事会の議決による。

（付則）

本内規による保存の対象は、2025年6月に開催された第46回定期大会以降に公開された学術成果とする。

2 第46回定期大会より前に作成された学術成果をめぐる紛争が発生した場合には、理事会は、第4条に定める協力を行うよう努めるものとする。